

第30回 ガスシステム改革小委員会 事務局提出資料 前回の御指摘事項等について

平成28年3月31日

前回の御指摘事項等について

【前回の御指摘事項①（二村委員、池田委員、深山委員、松村委員）】

事後監視に関して、「特別な事後監視」と「一般的な市場監視」とは何が違うのか。また、「合理的でない値上げ」と「不当な値上げ」の意味するところは違うのか。

【前回の御指摘事項②（松村委員）】

経過措置料金規制に係る指定解除基準については、事務局提案のものを十分条件として整理するのではなく、実際に解除するに当たっては、これらの指標を勘案しつつ、総合的に判断すべきではないか。

【前回の御指摘事項③（池田委員、大石委員）】

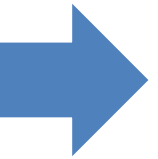
国が経過措置料金規制を解除しようとする際は、消費者などの利害関係者が意見を述べる事ができる機会があるのか。

【第25回ガスシステム改革小委員会における御指摘事項（草薙委員）】

電気の「マンション一括受電」のようなビジネスモデルについては、ガスにおいては認められるのか。

【前回の御指摘事項①（二村委員、池田委員、深山委員、松村委員）】

事後監視に関して、「特別な事後監視」と「一般的な市場監視」とは何が違うのか。また、「合理的でない値上げ」と「不当な値上げ」の意味するところは違うのか。

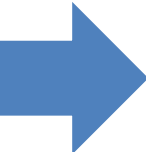
- 
- 第28回の本小委員会においてお示したとおり、「**特別な事後監視**」とは、以下のとおり、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者等に対して行う**標準家庭における1ヶ月のガスの使用量を前提とした小売料金（標準的な小売料金）の水準に着目した事後監視**である。
 - すなわち、このスキームにおいては、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者等が、**原料費や託送料金などの上昇に比して、標準的な小売料金の合理的でない値上げ（原料費や託送料金などの上昇に伴うものとは説明できない値上げ）を行っていないかどうかを監視**していくこととなり、仮にこうした値上げを行っている場合には、当該事業者に対しては、業務改善命令が発動され得ることとなる。

（注）「特別な事後監視」は、原則として、経過措置料金規制が課されないこととなった日から3年間の時限措置であるが、「一般的な市場監視」については、小売全面自由化後、全てのガス小売事業者に対して行う。また、第28回の本小委員会において整理したとおり、都市ガス利用率が50%以下である旧一般ガス事業者については、特別な事後監視の対象外。

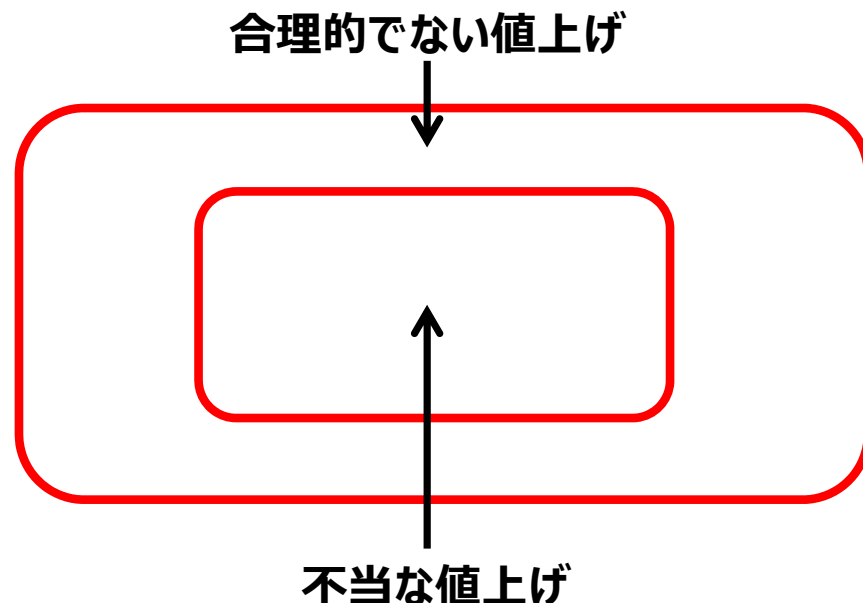
第28回ガスシステム改革小委員会資料8より抜粋

＜事後監視の具体的内容について＞

- 前述のとおり、**小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則**。
- このため、仮に上記のような旧一般ガス事業者に対して総括原価方式を前提とした小売料金に係る事後監視を行うこととした場合、結果として経過措置料金規制を課していることと実質的に同義であることから適当ではない一方、こうした旧一般ガス事業者が**小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを一定期間監視していくことは需要家保護の観点からは有意義である**。
- この点、現在の一般ガス事業者は、**標準家庭における1ヶ月のガスの使用量を公表しているところ（例えば、東京ガスでは32m³、大阪ガスでは33m³、東邦ガスでは31m³）、当該使用量を前提としたガス料金の推移を引き続き確認していくことにより、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者が、原料費や託送料金の上昇等に比して、小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを監視していくこととしてはどうか。（仮に、合理的でない値上げを行っている場合には、業務改善命令が発動され得る。）**

- 
- また、「特別な事後監視」が終了した後も、国は、小売全面自由化後、全てのガス小売事業者を対象として実施する「一般的な市場監視」を引き続き行うこととなる。
 - 「一般的な市場監視」においては、具体的には、全てのガス小売事業者が設定する小売料金水準の確認等を行っていく予定であり、小売料金の不当な値上げにより、需要家利益が阻害されていると認められる場合には、業務改善命令をもって対処することとなる。
 - 他方、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する小売料金は自由であることが原則であることに加え、今後は様々な料金メニューが設定される可能性を踏まえれば、少なくとも現時点においては、「小売料金の不当な値上げ」だと評価する判断基準を網羅的にお示しすることは極めて困難である。
 - このため、「一般的な市場監視」の下における業務改善命令の発動要件については、先行する電力の小売全面自由化に係る市場監視の在り方等も参考にしながら、引き続き検討していくこととしたい。
 - また、「合理的でない値上げ」と「不当な値上げ」との関係は以下のとおりである。

合理的でない値上げと不当な値上げとの関係のイメージ



- 通常は、「不当な値上げ」を行った事業者が、業務改善命令の発動対象となり得る。
- 他方、「特別な事後監視」の期間中においては、「不当な値上げ」には該当しない「合理的でない値上げ」を行った事業者についても、業務改善命令の発動対象となり得る。

特別な事後監視と一般的な市場監視との関係

＜ケース＞ 指定基準を満たさないため、経過措置料金規制が課されない日一般ガス事業者等の場合

(注) 小売料金の不当な値上げにより、「ガスの使用者の利益の保護」に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、業務改善命令を発動することが可能。

一般的な市場監視（全てのガス小売事業者の小売料金水準の確認等）

小売全面自由化
（平成29年4月）

標準家庭における1ヶ月のガスの
使用量を前提とした小売料金に係
る事後監視（3年間）

合理的でない小売料金の値上げを
行ったと判断される場合

標準家庭における1ヶ月のガスの
使用量を前提とした小売料金に
係る事後監視（3年間延長）

この後は、一般的な市
場監視のみに移行

【前回の御指摘事項②（松村委員）】

経過措置料金規制に係る指定解除基準については、事務局提案のものを十分条件として整理するのではなく、実際に解除するに当たっては、これらの指標を勘案しつつ、総合的に判断すべきではないか。

- 
- まず、経過措置料金規制の解除基準については、経過措置料金規制が課せられた事業者と課せられなかった事業者との公平性を確保する観点からは、この**解除基準を不透明なものとすることは回避することが適当**。
 - 他方、前回の本小委員会においては、旧一般ガス事業者に係る経過措置料金規制の解除基準として以下の4つを提示したところであるが、それぞれの解除基準を形式的に満たしていたとしても、例えば、**以下のような場合には、他のガス小売事業者等との適正な競争関係が確保されていると評価することができない**。
 - このため、御指摘を踏まえ、経過措置料金規制を解除するに当たっては、お示した**解除基準を満たしているかどうかに加え、適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由がないかどうかもしっかりと確認しながら、総合的に判断すること**としたい。

（注）旧簡易ガス事業者についても同様。

<解除基準①>

直近の当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下

（適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例）

- 自らの都市ガス利用率を50%以下とすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示したり、他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、自らの都市ガス利用率が50%以下となるように恣意的に操作していた場合。

<解除基準②>

小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数×1／2 ≤ 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数

（適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例）

- 自らの需要家獲得件数を恣意的に少なくすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していた場合。
- 他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、離脱件数等を恣意的に増加させていた場合。
- その供給区域内の一般世帯の総数に比して、スイッチ等の総数（右辺の件数と左辺の件数の和）が著しく少ない場合。

（注）ただし、スイッチ等の総数が著しく少ない場合においても、実際に他のガス小売事業者等との競争が進展しており、これらの者との適正な競争関係が確保されていることを旧一般ガス事業者が合理的に説明できた場合には、経過措置料金規制が解除されることもあり得る。また、スイッチ等の総数は、新築着工件数など、景気動向等に左右されるものも含まれることから、仮にその総数が少ない場合においても、適正な競争関係が確保されていることがあり得る点に留意が必要。

<解除基準③>

直近 1 年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力がある

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

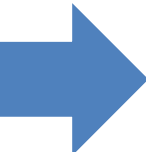
- 他のガス小売事業者のシェアの合計を10%以上とすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示したり、他のガス小売事業者との協調的な行動を行うことなどにより、他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上となるように恣意的に操作していた場合。
- 都市ガスの小売全面自由化に係る小口需要における認知度が著しく低い場合。

<解除基準④>

小口需要に係る小売料金の平均単価が 3 年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数 $\leq$ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 経過措置料金メニューと実質的に同じ自由料金メニューを設定し、その需要家を恣意的に当該自由料金メニューに移行させていた場合。
- 経過措置料金メニューによって供給を受けざるを得ない需要家が存在する場合。(経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家にとって、より魅力的な(付加価値のある)自由料金メニューが存在しない場合。)

- 
- また、経過措置料金規制の指定基準については、前回の本小委員会において次頁の基準を提示したところであるが、こうした「**総合的に判断する**」との考え方は、経過措置料金規制に係る指定を行う際も**同様に採用することが適当**である。
 - このため、上記の考え方については、**経過措置料金規制を解除する場合のみならず、指定する場合においても同様に採用すること**としたい。

(注) 簡易ガス事業者についても同様。

指定基準について（第29回ガスシステム改革小委員会資料3より抜粋）

<一般ガス事業者>

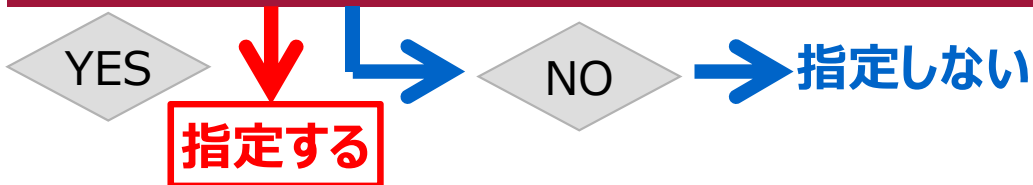
<STEP 1> ※ストックに係る指標
直近年度末の都市ガス利用率が50%超であるか否か



<STEP 2> ※フローに係る指標

小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数×1/2
> 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。



<簡易ガス事業者>

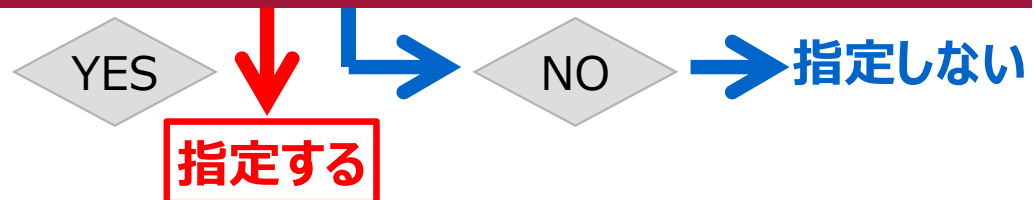
<STEP 1> ※ストックに係る指標
直近年度末の旧簡易ガス事業者のシェアが50%超であるか否か



<STEP 2> ※フローに係る指標

小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×1/2
> 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。



（注1）都市ガス利用率や旧簡易ガス事業者のシェアを算定するに当たっては、前述の一般世帯におけるガス需要の獲得・離脱に係る考え方をを用いることを認めることとする。

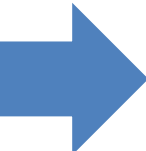
（注2）小口需要とは、一般ガス事業者の場合は年間使用量10万m³未満の需要、簡易ガス事業者の場合は1,000m³未満の需要。

（注3）旧簡易ガス事業者のシェアとは、これまでの本小委員会でもお示したとおり、当該供給地点群における調定件数÷（供給地点数-空き地・空き家の数）。

（注4）前回の本小委員会でお示した競争状態を正しく評価する観点からの留意点については、上記の場合においても同様。

【前回の御指摘事項③（池田委員、大石委員）】

国が経過措置料金規制を解除しようとする際は、消費者などの利害関係者が意見を述べる
ことができる機会があるのか。

- 
- 経過措置料金規制の解除要件については、まさに、消費者委員もまじえた本小委員会において御議論いただいているところであるが、**実際に当該規制を解除しようとする際も、消費者を含めた関係者からの御意見を国が広く聴取した上で、解除するか否かの判断を行うことが適当である。**
 - このため、実際に経過措置料金規制を解除しようとする際は、消費者を含めた関係者からの御意見を広く聴取する観点から、**パブリックコメントを実施することとし、その結果を踏まえ、経過措置料金規制を解除しても差し支えないかどうかを国が総合的に判断していくこととしたい。**
 - 他方、経過措置料金規制が課される一般ガス事業者・簡易ガス事業者は相当数に上ることが想定されるところ、その全てについて上記の手続を経ることとした場合、**行政コストが著しく増大するなど、得られる効果に比して、要するコストが著しく大きくなることも想定されるところである。**
 - このため、経過措置料金規制を解除しようとする際に**パブリックコメントを実施する対象事業者**については、**需要家に与える影響が特に大きい大手3社に加え、供給戸数が15万戸以上の市町村がある旧一般ガス事業者**としたい。（注1）（注2）
 - また、これらの旧一般ガス事業者については需要家に与える影響が特に大きいことに鑑み、**経過措置料金規制を解除しようとする際のみならず、経過措置料金規制に係る指定を行うか否かの判断を行う際にもパブリックコメントを実施することにより、国が広く関係者の御意見を聴取した上で、判断していくこととしたい。**

（注1） 供給約款料金の認可に当たっては、その影響を受ける需要家の数を勘案し、大手3社については物価関係閣僚会議に付議すべき事業者であり、供給戸数が15万戸以上の市町村がある一般ガス事業者については消費者庁に協議すべき事業者であると整理されている。パブリックコメントの対象事業者については、需要家に対する影響の大きさを勘案することが適当であることから、この指標を参考にするものとする。

（注2） 供給戸数が15万戸以上の市町村がある一般ガス事業者（大手3社を除く。）とは、現時点では、北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス、西部ガスである。仙台市ガス局は公営事業者であることから、その他の事業者についてパブリックコメントを実施することとなる。

【第25回ガスシステム改革小委員会における御指摘事項（草薙委員）】

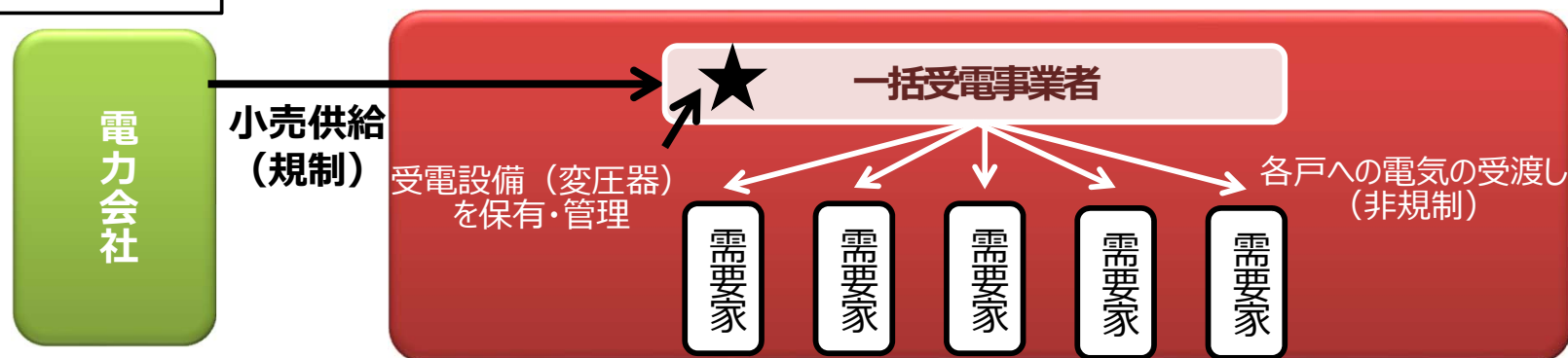
電気の「マンション一括受電」のようなビジネスモデルについては、ガスにおいては認められるのか。

＜電気の一括受電について＞

- 電気のいわゆる「マンション一括受電」とは、「高圧一括受電」とも呼ばれており、一括受電事業者が受電設備（変圧器）を保有・管理し、電力会社から高圧で受電した電気を低圧に変圧した上で、マンションの各戸に対して電気を供給するというもの。
- また、電気の小売供給とは電気事業法上、「電気の利用者」に対して行うものとされており、マンション一括受電の場合における「電気の利用者」とは、電力会社から実際に電気を受電している一括受電事業者である。
- このため、電力会社から一括受電事業者に対する電気の供給行為については電気事業法上の規制を受ける一方、一括受電事業者からマンションの各戸に対してなされる電気の受渡し行為については、「一の需要場所内における電気のやり取り」として、電気事業法上の規制を受けないビジネスモデルとして整理されている。（注1）
- 他方、一括受電事業者が受電設備（変圧器）を保有・管理しない場合など、当該一括受電事業者が電気の受電実態があるとは言えない場合においては、こうした一括受電事業者がマンションの各戸に対して行う電気の受渡し行為については、電気事業法上、許容されないビジネスモデルであるとして整理されている。

（注1）電気事業法の規定に基づく説明義務・書面交付義務等の各種の規制については、一括受電事業者に対しては課されない。

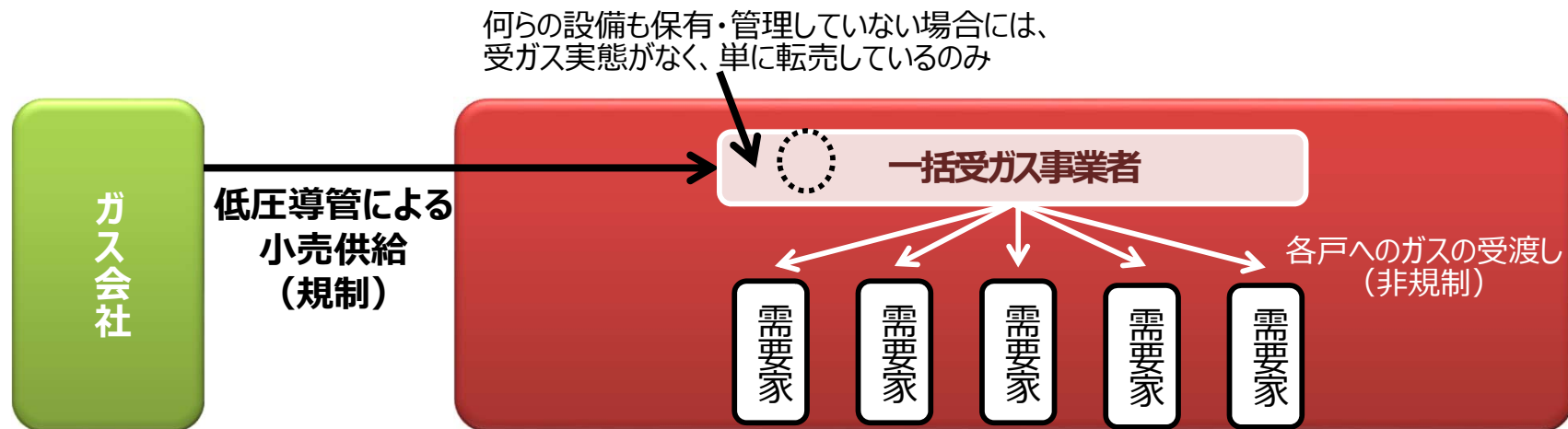
一括受電のイメージ



<ガスにおける取扱いについて>

- マンションに対するガスの供給については、低圧導管によって行われることが一般的である。
- このような場合においては、敷地外の低圧導管から敷地内の内管を通じて直接マンションの各戸に対してガスの供給がなされるため、仮に一括受ガス事業者が存在したとしても、この者が何らかの設備の保有・管理を行っている訳ではないことが多く、それ故に、ガスの供給を受けているという実態（受ガス実態）がない場合も想定されるところである。
- このため、一括受ガス事業者を受ガス実態がない場合において、一括受ガス事業者がマンションの各戸に対して行うガスの受渡し行為については、電気における許容されないビジネスモデルと同様であることから許容しないこととしたい。
- 次に、敷地外の導管が高中圧導管であり、かつ、一括受ガス事業者がガバナー（変圧器）を保有・管理し、電気の一括受電事業者と同様に、一括受ガス事業者が変圧した上でマンションの各戸に対してガスを受け渡す行為についてどう整理するかが論点となるが、次頁の理由により、現時点においてはこの場合においても許容しないこととしたい。

低圧導管による小売供給に係る一括受ガスのイメージ



＜いわゆる一括受ガスといったビジネスモデルを許容しない理由＞

（理由①）

- 現在、マンションの各戸に設置されているガスメーターについては、ガス工作物としてガス事業法の適用を受けており、異常時における遮断機能を有したもの（マイコンメーター）でなければならないこととされている。
- この点、一括受ガスの場合における「ガス工作物たるガスメーター」は、ガス会社と一括受ガス事業者との取引のために設置されるガスメーターに限られ、そもそもガス事業法上、一括受ガス事業者にはガスメーターを設置する義務はなく、仮にマンションの各戸に設置したとしても、当該ガスメーターはガス工作物ではないため、ガス事業法上の保安規制を及ぼすことができない。（注2）
- このため、これを許容することとした場合には、現行制度下では、需要家の安全を制度的措置をもって担保することができない。

（理由②）

- 電気事業法上、一括受電事業者が保有する受電設備（変圧器）については当該一括受電事業者には保安義務がある一方、ガス事業法上、一括受ガス事業者が保有するガバナー（変圧器）については内管と同様、一般ガス導管事業者には保安義務がある。
- このため、このガバナー（変圧器）の実質的な維持・管理を行っている者は一般ガス導管事業者であり、一括受ガス事業者ではないことから、この意味においても、一括受ガス事業者に受ガス実態があるとは言い難い。

（理由③）

- 今般の法律改正においては都市ガスの小売全面自由化を行うこととしている一方、仮に一括受ガスというビジネスモデルを認めることとした場合には、マンションの各戸の需要家がガスの供給者を選択するに当たり、一定の制約を受けることも想定される。（注3）
- なお、将来的に、一括受ガスというビジネスモデルを許容するための制度改正を行うか否かについては、小売全面自由化後の需要家ニーズも踏まえつつ、引き続き検討すべき課題として整理することとしたい。

（注2）ガス事業法においてガス工作物とは、「ガス事業の用に供するもの」であることとされている。

（注3）電気の一括受電は、小売全面自由化前から行われているビジネスモデルであり、ガスとは事情が異なる点に留意が必要。